21　すべての国に対し、当該サービス、財産又は資産が、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議の規定に基づく義務の履行に加え、金融サービス（保険又は再保険を含む。）の提供、又は自国の領域への、自国の領域を通じての若しくは自国の領域からの、若しくは自国民、自国の法律の下で組織された団体（海外の支店を含む。）、自国の領域内の者若しくは金融機関に対する若しくはこれらによる、いかなる金融若しくはその他の財産若しくは資産の移転も防止することを要請する（自国の領域内の、又は今後自国の領域内に入る、自国の管轄権に服する、又は今後自国の管轄権に服することとなる、前記の計画又は活動に関連するいかなる金融又はその他の財産又は資産の凍結、及び、自国の権限及び国内法令に従った、すべてのそのような取引を防止するための監視の強化の適用を含む。）。

22　すべての国は、当該取引が、イランの拡散上機微な核活動、核兵器運搬システムの開発、又は決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）若しくはこの決議の違反に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国民、自国の管轄権に服する者、及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する会社に対し、イランにおいて設立された又はイランの管轄権に服する団体（ＩＲＧＣ及びＩＲＩＳＬの団体を含む。）、それらの代理として又はそれらの指示により行動する個人又は団体、及びそれらにより所有され又は管理される団体（不法な手段を通じたものを含む。）との取引を行う際に、監視を行うよう要求することを決定する。

23　各国に対し、当該活動がイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、金融サービスの供給を防止するため、自国の領域内において、イランの銀行の新しい支店、子会社又は代表事務所の開設を禁止し、また、イランの銀行が新しい合弁企業を設立すること、自国の管轄権内にある銀行の持ち分を得ること又は取引関係（コルレス関係）を確立し若しくは維持することを禁止するための適切な措置をとることを要請する。

24　各国に対し、当該金融サービスがイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得ると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内又は自国の管轄権の下の金融機関に、イランにおいて代表事務所、子会社又は銀行口座の開設を禁止する適切な措置をとるよう要請する。

25　決議第千七百四十七号（二千七年）の採択以来、委員会に報告された同決議5の規定の禁止の違反を遺憾とし、これらの違反に対応して行動をとり、委員会に報告した各国を称賛する。

26　委員会に対し、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議で決定された措置の違反に効果的に対応するよう指示し、また、委員会が、指定された者又は団体がこれらの決議の制裁を逃れる又はこれらの決議の規定に違反することを支援した個人又は団体を指定することができることを想起する。

27　この決議の採択から四十五日以内に安全保障理事会に提出される、遵守、調査、広報、対話、支援及び協力に関する作業計画を通じるものを含め、委員会が、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議の完全な実施を促進するための努力を強化することを決定する。

28　決議第千七百三十七号（二千六年）18で規定され、決議第千八百三号（二千八年）14の規定により修正された委員会の権限は、この決議において決定された措置に対しても適用することを決定する（上記17に基づき提出された各国からの報告を受理することを含む。）。

29　事務総長に対し、委員会と協議し、以下の任務を遂行するため、委員会の指示の下に八名までの専門家のグループ（「専門家パネル」）を当初一年の間設置することを要請する。（ａ）決議第千七百三十七号（二千六年）18の規定及びこの決議28の規定に明記された権限の遂行に当たり委員会を支援する。（ｂ）国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者からの、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議により決定された措置の履行に関する情報（特に違反の事例に関するもの）を収集、審査、及び分析する。（ｃ）理事会、委員会又は各国が検討し得る、関連する措置の実施を改善するための行動につき勧告を行う。（ｄ）自らの作業につき、パネルの任命後九十日以内に理事会に中間報告を、また、その権限が終了する三十日前までに理事会に最終報告を、所見及び勧告とともに提出する。

30　すべての国、関連する国際連合の関係機関及びその他の関係当事者に対し、特に決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議により決定された措置の実施に関して保有するいかなる情報（特に違反の事例に関するもの）も提供することにより、委員会及び専門家パネルと完全に協力することを要請する。

31　すべての国に対し、この決議の採択から六十日以内に、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23及び24の規定を効果的に実施するためにとった措置につき、委員会に報告することを要請する。

32　相互尊重及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立に基づくイランとの関係及びより広範な協力を発展させることを可能とする、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が二千八年六月十四日に行った提案に基づくこの問題の包括的、長期的かつ適切な解決を求めて、対話と協議を促進するための外交的努力（最も最近ではジュネーブにおける二千九年十月一日のイランとの会合で行われた核問題に関するイランとの対話を無条件で再開することを含む。）を更に強化し、特に二千八年六月の提案に基づくイランとの正式交渉を開始するとの中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国の意思を強調し、この決議の別添附属書Ⅳの二千八年六月の提案が引き続き検討されていることを評価の意をもって確認する。

33　欧州連合外務・安全保障政策上級代表に対し、対話を再開するための必要な条件を作るために、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国による関連の提案を含め、交渉を通じた解決を見出すための政治的及び外交的努力を支援するためにイランとの連絡を継続することを慫慂し、また、イランに対し、このような提案に積極的に対応することを慫慂する。

34　テヘラン研究用原子炉に対する核燃料の供給のためのイランにおける研究用原子炉への核燃料供給保証の援助に関するＩＡＥＡとフランス共和国政府、イラン・イスラム共和国政府及びロシア連邦政府の間の合意案についてのＩＡＥＡ事務局長の二千九年十月二十一日の提案に関し、同事務局長を称賛し、イランが二千九年十月二十一日の提案に建設的に対応していないことを遺憾とし、また、ＩＡＥＡに対し、理事会の決議に従い、促進するために、このような信頼醸成措置を引き続き追求することを慫慂する。

35　イランを含むすべての国に対し、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議により課された措置によりその履行が妨げられたいかなる契約その他の取引に関連して、イラン政府、イランにおけるいかなる者若しくは団体、決議第千七百三十七号（二千六年）及び関連する決議により指定された者若しくは団体、又はそのような者若しくは団体を通じて若しくはこれらの利益のために請求を行ういかなる者の要求によっても、いかなる請求も受理されないことを確保するために必要な措置をとることの重要性を強調する。

36　ＩＡＥＡ事務局長に対し、九十日以内に、イランが決議第千七百三十七号（二千六年）に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、ＩＡＥＡ理事会により要求されるすべての措置並びに決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、ＩＡＥＡ理事会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。